

経 済 産 業 省

20210409製局第2号
令和3年4月15日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和3年4月9日付け警察庁丙組組企発第81号、警察庁警備局長から令和3年4月9日付け警察庁丙備企発第85号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和3年4月9日付け外務省告示第131号により、国家公安委員会委員長が令和3年4月9日付け国家公安委員会告示第16号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 81 号
警察庁丙備企発第 85 号
令和 3 年 4 月 9 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 145）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 4 月 9 日付け外務省告示第 131 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 4 月 9 日付け国家公安委員会告示第 16 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○ 外務省告示第三百三十一号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、設立された各理事會委員會が令和三年四月六日に行つた決定等に基き、同理事會決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第千二百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

外務大臣 茂木 敏充

令和三年四月九日 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の順次に改める。次表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の順次に改める。

(別表)

1. ～497. [略]

498. アブ・バカル・バアシール (別名：(a)アブ・バカル・バアシール、1938年8月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(b)アブ・バカル・バシール、1938年8月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(c)アブドゥス・サマッド(d)アブドゥス・ソマッド)
 ABU BAKAR BA' ASYIR (a.k.a.：(a)Abu Bakar Baasyir, born 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (b) Abu Bakar Bashir, born 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (c)Abdus Samad (d)Abdus Somad)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1938年8月17日

出生地：Jombang, East Java, Indonesia

国籍：インドネシア

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：インドネシア

国連制裁委員会による指定日：2006年4月21日 (2015年10月14日、2020年11月24日及び2021年4月6日に改訂)

その他の情報：2008年にジェマー・アンシヨール・タウヒード(JAT) (612. に指定した団体) を結成。2010年にインドネシア・アチエ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。インドネシア国内法令に従い服役した後、2021年1月8日、刑務所を出所した。国連安全保障理事会決議1822号(2008年)に基づく見直し

(別表)

1. ～497. [同左]

498. アブ・バカル・バアシール (別名：(a)アブ・バカル・バアシール、1938年8月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(b)アブ・バカル・バシール、1938年8月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(c)アブドゥス・サマッド(d)アブドゥス・ソマッド)
 ABU BAKAR BA' ASYIR (a.k.a.：(a)Abu Bakar Baasyir, born on 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (b) Abu Bakar Bashir, born on 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (c)Abdus Samad (d)Abdus Somad)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1938年8月17日

出生地：Jombang, East Java, Indonesia

国籍：インドネシア

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：インドネシア (刑務所内)

国連制裁委員会による指定日：2006年4月21日 (2015年10月14日に改訂)

その他の情報：2008年にジェマー・アンシヨール・タウヒード(JAT) (612. に指定した団体) を結成。2010年にインドネシア・アチエ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。

は2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:

[https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UNNotices-Individuals)

[UNNotices-Individuals](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UNNotices-Individuals)

499. ~787. [略]

499. ~787. [同左]

警察 第66 [] の組織及びそのコンピュータネットワーク

○ 国家公安委員会公告第十号

次の公告国際テロリズム防止について、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十六号等及び我が国は実施する国際テロリズムの取極等の締結等に關する特別取極等決議第千二百六十六号法律第百二十一号(母国)第三條第二項の趣旨に基づき、次のように告示する。

平成二十三年四月廿日

国家公安委員会事務局長 木下 洋

1 名簿記載者公告番号QI-112 (アブ・バカル・バアシール (ABU BAKAR BA' ASYIR))

(1) 変更前

住所 インドネシア (刑務所内)

名簿に記載された年月日 2006年4月21日 (2015年10月14日に改訂)

その他参考となるべき事項 2008年にジュマター・アンシヨール・タウヒード (JAT) (QE-57) を結成。2010年にインドネシア・アチェ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。

(2) 変更後

住所 インドネシア

名簿に記載された年月日 2006年4月21日 (2015年10月14日、2020年11月24日及び2021年4月6日に改訂)

その他参考となるべき事項 2008年にジュマール・アンシヨール・タウヒード (JAT) (QE-57) を結成。2010年にインドネシア・アチェ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。インドネシア国内法令に従い服役した後、2021年1月8日、刑務所を出所した。国連安全保障理事会決議第1822号 (2008年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UNN-otices-Individuals>